

宮崎県議会公文書開示審査会規程

平成15年3月31日議会告示第2号
改正 平成20年10月10日議会告示第8号
改正 平成25年1月7日議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県議会情報公開条例(平成14年宮崎県条例第27号。以下「条例」という。)第23条及び宮崎県議会会議規則(平成10年宮崎県議会規則第1号)第126条第4項の規定に基づき、宮崎県議会公文書開示審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、議長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(学識経験者からの意見聴取)

第4条 審査会は、条例第21条第5項の規定により学識経験者の意見を聴くためその出席を求めるときは、議長を経て行うものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に開催される審査会の会議は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、議長が招集する。

附 則 (平成20年10月10日議会告示第8号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成25年1月7日議会告示第1号)

この告示は、公表の日から施行する。